

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	合志市 生活保護システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

合志市は、生活保護関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

合志市長

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護関係事務
②事務の概要	合志市では生活保護法に基づき、生活保護資格者・受給者の管理を行っている。また、受給者に関して、生活保護費の支給を行っている。
③システムの名称	生活保護システム
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護個人基本ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第15号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第二 第26号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉課 社会福祉班
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市長公室企画課 096-248-1813
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市長公室企画課 096-248-1813

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月14日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月14日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない					
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない					
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査					
実施の有無		[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月5日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成26年8月5日時点	平成28年2月5日時点	事後	
平成28年2月5日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年8月5日時点	平成28年2月5日時点	事後	
平成29年3月1日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成28年2月5日時点	平成29年2月28日時点	事後	
平成29年3月1日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年2月5日時点	平成29年2月28日時点	事後	
平成30年1月31日	I 関連情報5.評価実施機関における担当部署②所属長	福祉課長 後藤 圭子	福祉課長 三苦 幸浩	事後	
平成30年1月31日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成29年2月28日時点	平成30年1月31日時点	事後	
平成30年1月31日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年2月28日時点	平成30年1月31日時点	事後	
平成31年2月13日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成30年1月31日時点	平成31年1月31日時点	事後	
平成31年2月13日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年1月31日時点	平成31年1月31日時点	事後	
平成31年2月13日	VIIリスク対策	なし	新様式への変更	事後	
令和3年8月16日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 第26号	番号法第19条第8項 別表第二 第26号	事後	
令和3年8月16日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和3年8月16日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和3年12月21日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成31年1月31日時点	令和3年12月21日時点	事後	
令和3年12月21日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年1月31日時点	令和3年12月21日時点	事後	
令和5年3月14日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和3年12月21日時点	令和5年3月14日時点	事後	
令和5年3月14日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年12月21日時点	令和5年3月14日時点	事後	